

記者発表資料
平成22年7月21日
環境創造局規制指導課
担当課長 前川 渡
電話671-2803

横浜^{やきん}冶金工業株式会社における土壌・地下水汚染について

横浜冶金工業株式会社から工場の閉鎖に伴い、「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき土壌・地下水調査を行った結果、土壌及び地下水の指定基準を超える汚染が確認されたとの報告がありましたのでお知らせします。

1 事業所の概要

- (1) 事業所の名称：横浜冶金工業株式会社
- (2) 所在地：横浜市鶴見区元宮 1-3-17（別添図参照）
- (3) 敷地面積：1,537 m²
- (4) 事業期間：昭和 37 年から平成 22 年 2 月
- (5) 事業内容：自動車部品などの金属熱処理加工等

2 報告の概要

本市の指導により、当該事業所内の土壌及び地下水について調査を行った結果、シアン化合物による汚染が確認されました。結果については、下表のとおりです。

- (1) 調査実施期間：平成 22 年 4 月 14 日～平成 22 年 6 月 24 日
- (2) 調査実施場所：敷地内 17 区画（別添図参照）
- (3) 調査結果

項目	土壌汚染（土壌溶出量）			地下水汚染		
	基準超過 区画数	最大濃度 (mg/l)	土壌溶出量基準 (mg/l)	基準超過 区画数	最大濃度 (mg/l)	地下水基準 (mg/l)
シアン 化合物	10	220	検出されないこと	6	94	検出されないこと

※土壌含有量については、全地点で基準（50mg/kg）に適合

※検液 1 リットル（L）に対する物質（mg）の濃度に関する指定基準（土壌汚染対策法）

3 汚染の原因

当該事業所では、シアン化合物の使用履歴があり、それに伴い汚染が生じたと考えられます。

（裏面あり）

4 周辺への影響について

当該事業所は、敷地の周囲が塀で囲われ立ち入りできない状況になっており、敷地内の土地はアスファルト等で覆われているため、土壌の飛散のおそれはありません。

また、周辺の地下水の利用状況について調査したところ、地下水を利用している事業所や家庭はありませんでした。

なお、環境創造局環境管理課監視センターが近くの「元宮二丁目公園」内に設置した観測井戸における平成6年度からの地下水定点調査では、シアン化合物は検出されていません。

5 今後の対応について

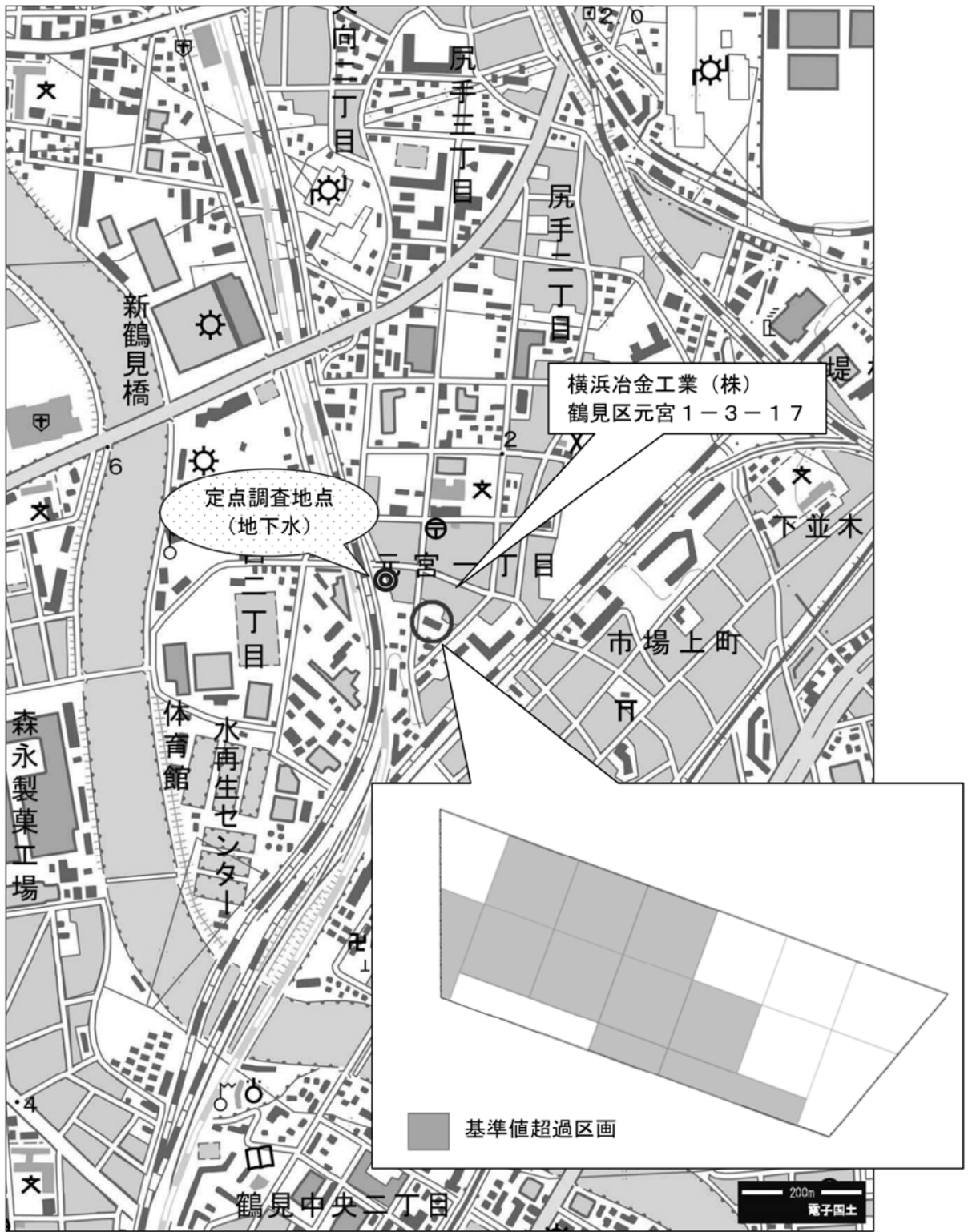
土壌汚染対策法の規定に基づき、汚染が確認された土地について区域の指定を行います。

また、事業者等に対し、「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規定に基づき、必要な指導を行います。

<参考>

- ・ 土壌溶出量とは、土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水等を飲用することにより、土壌に含まれる有害物質を体内に取り込むのを防止する観点から特定有害物質の量を種類ごとに定めた基準で、土壌環境基準と同じ数値です。
- ・ 土壌含有量とは、有害物質を含む土壌を直接摂取するのを防止する観点から、地表から 50cm までの土壌に含まれる重金属等（第二種特定有害物質）の量を種類ごとに定めた基準です。
- ・ 水中のシアンは、シアンイオン（ CN^- ）、シアン化水素（HCN）、金属シアノ錯体、有機シアン化合物等の形で存在します。
主な用途としては、金属の精錬、電気メッキ、写真用薬品、医薬品製造の中間体等があります。シアンは、毒性が強く成人の経口致死量はシアン化ナトリウムで 200～300mg/人といわれています。また、微量でも水生生物に障害を与えます。

横浜冶金工業（株）位置図



出典：「電子国土」 URL <http://cyberjapan.jp/>